

今月のテーマ 「消費税の非課税と免税」

1. Q 衆議院解散総選挙では、消費税率の引き下げが争いの一つとされ、党首討論会では仮に消費税率をゼロとする場合は、「非課税取引なのか、免税取引なのか」といった議論がありました。消費税の「非課税」と「免税」は、主にその取引のために行った課税仕入れについて仕入税額控除を行うことができるか否かが考えられますが、如何でしょうか。



A 消費税は国内で消費される財貨やサービスに対して広く公平に負担を求めるものであり、原則として国内における全ての取引が課税対象になりますが、国内取引であっても消費に求める税としての性質や社会政策的配慮から課税の対象としないこととされている取引については「非課税」とされている。具体的には土地や有価証券の譲渡のほか社会保険医療などの取引が該当します。一方「免税」とは、取引が課税資産の譲渡に当たるもの、一定の要件に満たされる場合に、その売上について消費税が免除されるものです。商品の輸出や国際輸送、外国にある事業者に対するサービスの提供など輸出取引及び輸出類似取引が対象とされています。

2. Q それでは、非課税取引、免税取引のどちらがその取引を行った課税仕入れに係る消費税が仕入税額控除の対象になるのでしょうか。

A 非課税取引には消費税が課されず、課税の累積が生じないため、その取引のために行った課税仕入れに係る消費税は、原則として仕入税額控除の対象になりません。一方で免税取引は、消費税が免除されるものの課税資産の譲渡であることには変わりなく、その取引のために行った課税仕入れに係る消費税について仕入税額控除の適用を受けることができます。また、非課税取引と免税取引の違いは、基準期間の課税売上高の計算や、事業者の課税売上割合にも影響します。課税売上割合の計算上、免税取引の場合は分母と分子にその売上高を算入しますが、非課税取引の場合は分母のみ算入します。そのため、食料品が非課税となった場合、飲食料品に係る売上が多い企業は、課税売上割合が下がる可能性が考えられます。

FM佐賀「野中税理士のなるほど税務ナール！」放送中!

3月放送は 3月10日、24日(FMサガ) 【第2、4火曜】午後4時30分～

今日の
一句

プロ野球がもうすぐ始まります。そこで一句!!

「キャンプ地を選手見守る 梅ひらく」(WBC日本頑張れ)

♪ 制服 吉田拓郎

九星占い (3月)

《一白水星》

好運月です。いろいろな事が順調に進みますが調子に乗ると足元を掬われる事があるので注意△
年上の人の意見を聞くと更なる運氣UPに!

《二黒土星》

運氣は上々です。忙しい月になりそうです。思い切った物事を進めてみましょう。
人との触れ合いを大切にすることが運氣UPに!

《三碧木星》

停滞月です。中々、物事が進まない事も多いでしょう。焦らず目の前の事を淡々と片付ける事で運氣UPに!

《四緑木星》

怒りは敵。イライラして周りに当たらないように注意しましょう。家族との時間を大切に過ごす事で運は吉に転じます。

《五黄土星》

今まで滞っていた事が順調に進むでしょう。忙しく自分のことが後回しになりそうです。自分がリフレッシュできる時間を作るのも大切です。

《六白金星》

吉凶混合月です。口は災いの元。噂話に振り回されて疲れないようにしましょう。
物事の進み具合に多少苦労はありますが不屈の精神で乗り切れるでしょう。

《七赤金星》

今は足元を固める時です。新しい事は始めるには時期尚早のようです。しっかりと計画と準備を!周りの人の意見に耳を傾ける事で良いアイデアが。

《八白土星》

運氣は安定しています。金運も上昇中です。将来のために資産を増やす勉強や貯蓄の仕方を変えるのも吉です。色んな勉強会に参加するのも良いでしょう。

《九紫火星》

滞りのある月です。石橋を叩いて渡るような慎重さが大切です。上手い話に乗らないようにしましょう。勤勉さが運氣UPに。